

峰崎直樹君 おはようございます。

まず最初に、森通産大臣にお尋ねを申し上げたいと思うんです。アメリカにも先日訪問されてまいりましたし、衆議院の段階における論議でも大臣の国際的な対応に対する姿勢についても伺いましたわけですが、今日の世界の中で日本は、アメリカがどのように出てくるかというそういう姿勢だけではなくて、問題によってはやはり日本が引っ張っていかなくちゃいけない、そういう姿勢というものをやはり持つべき課題がたくさん出てきているんじゃないか、こういうふうに私自身感じているわけですが。

今回提案されました特許法等の一部改正の法案、内容的な問題は後で議論いたしますけれども、基本的にこの問題について世界的に論議されていることに対しまして大臣はどのような方向へ引っ張っていかれようとされているのかについて、冒頭御意見を伺いたいと思います。

国務大臣（森喜朗君） 峰崎委員の御指摘のとおり、まさに地球時代といましようか、世の中科学技術と国際化、その方向に進んでいるわけですから、そういう意味で経済活動そのものもグローバルゼーションあるいは技術革新の進展に対応していかなければならない、これはまさに委員の御指摘のとおりでございます。委員がかつて御関係をされておられました鉄鋼なども、日米の鉄鋼業界がまさに協力し合って、いろんな問題がございますけれどもそうした二国間の鉄鋼、民間の企業が協力し合っていかなければならない、そういう時代に入っておことはもう御承知のとおりでございます。特に、各国の特許制度というのがそれぞれ国によって違うということは、やはりこれは工業化が進めば進むほどさまざまな問題が出てくるわけございまして、そういう意味で特許制度を調和させていく必要性が極めて高くなってきているというふうに感じております。

そういう意味で、後ほど御審議の中でお話に入ってくださいと思いますけれども、世界的な所有権機関、つまりWIPOにおきましてもいろんなハーモナイゼーションを進めていくということが大事だということになるわけでありまして、特に先願主義への移行あるいは出願公開制度の導入、あるいは特許制度の国際的なルールを目指しながら条約の内容についていろいろな活発な交渉が行われているわけでございます。

そういう中で、ことし七月に実は予定をされておりました条約採択のための第二回の外交会議につきまして、事情は、アメリカ側に新政権がスタートいたしましたのにかんがみまして特許商標庁の長官の指名がまだ行われていないということもあるようでございますが、準備が間に合わないということで延期したいというそういうお話がございました。本年四月五日のパリの同盟臨時総会におきまして、一応延期やむなしということに至ったわけでありまして、これも御承知のことだろうと思います。

こんなことで、この条約を成立させるためにはどうしてもアメリカの協力を必要とする

ということは言うまでもないことをごさいますして、先般アメリカに参りました際にも、ブラウン新商務長官にも直接私からこの旨のお願いを申し上げたところでございます。委員御指摘のとおり必ずしも対米追随あるいはアメリカに従っていくということではなくて、たびたびこの委員会でもまた予算委員会でも申し上げてまいりましたが、今や世界のGNPの四割を超える日米が、その力を持っておるわけをごさいますして、そういう意味では産業の発達のためにも世界の経済に貢献をしていくためにも日米がお互いによりよきパートナーシップを築き上げていくということが基本的に重要であって、当然産業の基盤になるこうした工業所有権の問題につきましても同様に日米間協力を重視をしていくということが基本的に重要、大切ではないか、このように考えておるところでございます。

峰崎直樹君 アメリカの知的所有権戦略というのは、レーガンの時代にアンチパテントからプロパテントへと転換をしたというその流れの延長線上で、昨年九月の段階で先発明主義から先願主義への転換なども合意をされかけたやに聞いていたわけでございます。先ほど大臣がおっしゃいましたように、この七月のハーモ条約の締結が延期される、これは純粋に技術的な問題といたしますかそういう背景なんだろうか、それともこれまでレーガンの時代から進められてきた特許戦略といたしますか、そういうものの転換が考えられているのかどうか、そういった点につきましてもしわかれば教えていただきたいというふうに思います。

政府委員（麻生渡君） 今回のアメリカからの条約会議の延期要請、これが単純にアメリカの特許庁長官の人選がおくれているということに由来するものであるか、あるいは前ブッシュ政権時代にアメリカの商務省の方ではパッケージということでありますけれども、ともかく制度を根本的に変えようという方向を出したわけでございますが、それが新政権の中で変わってくるのかどうかということ、さらには広くアメリカの知的所有権戦略そのものが変わりつつあるかどうかということをごさいますますが、端的に申しまして今の段階でこの問題に対する明確な答えを出すだけの新政権の動きはないというのが現状でございます。

二、三それを予想される動きもあるわけでございますが、現在判断できます材料の一つは、ことしの二月に公表されておりますが、新政権の技術イニシアチブという報告、政策方針の表明がございます。その中では、アメリカの経済成長を促進し、競争力を強化するためにはやはり知的所有権というものを非常に重視していくんだという考え方が明確に述べられております。また、三月末にアメリカのUSTR、通商代表部が各国の障壁レポートというものを発表いたしておりますして、その中でUSTRとしての今後の活動方針を示しておるわけでございますが、その中でも知的所有権の保護の水準を世界的に高めていく必要が非常にあるんだ、そのために強く交渉していこうということがはっきりうかがえる

という状況でございます。

そのような状況でございますものですから、また経済の実体も産業活動がどんどん国際化しておる、アメリカの産業もどんどん国際的に広がっておりますから、そういう経済活動の実態まで考えますとやはり知的所有権戦略という考え方はずっと維持されていくのではないかというふうに私どもは予測を今しておるという状況でございます。

峰崎直樹君 引き続きアメリカとの関係について、私どもも本当に日米がしっかりと信頼関係を持ちながら、その上で国際的なハーモナイゼーションの確立に向けて努力をするという方向で見詰めていきたいというふうに思うわけでございます。

さて、W I P Oのハーモ条約の中からガットのT R I Pの方へ六項目移されたというふうに聞いておるわけでございますが、この六項目を移された理由と申しますか、これはガットで論議をした方がよろしいというふうに判断をされている根拠と申しますか、それは主として南北の間の対立問題なんだろうかというふうに想像をするんですが、そのあたりはいかがなものでしょうか。

政府委員（麻生渡君） 昨年のW I P O臨時総会の席上、御指摘のようにそれまでW I P Oの用意しました特許のハーモナイゼーションの条約の項目からいわゆるガットT R I P交渉の項目とダブっておる部分につきましては、これはガット・ウルグアイ・ラウンドの交渉の方に任せようということでこの条約案から削除するという決定を行っています。これは、大きく三つほどの背景があるわけでございます。

第一は、ウルグアイ・ラウンドの知的所有権交渉の中では、もちろんこれは非常に幅広い事項を扱っておりまして、特許のみならず一般的な知的所有権、商標その他著作権その他の知的所有権の最低の保護水準をどう保障するかということでございます。その取り決めを行うわけでございまして、その意味では保護が非常におくれておる途上国、それに一定の水準の保護をすることを迫るといいますか保障してもらおうということが主たる内容になるわけでございます。

その中では、特許につきましては特許の対象をどうするかとか、特許期間をどうするかとかというような項目が含まれておりますが、これにつきましてはガットのウルグアイ・ラウンド交渉全体は今のような状態でございますけれども、知的所有権の部分につきましてはほとんどもう話がつきつつあるという状況でございます。むしろ同じ問題をもう一度W I P Oで議論するよりも、もうウルグアイ・ラウンド交渉に任せられた方がこの点の解決は早くできるんじゃないかということでございます。

第二番目の点は、この問題がありますとどうしてもW I P Oの条約の交渉が、この部分がまだはっきりしないということで進めにくいということがございます。一方、W I P Oの特許条約は、先願主義への統一とかあるいは出願公開制度を導入する等々非常に重要な内容を含んでおりますから、これはこれで非常に重要なそれ自身として意味を持つ条約で

ございますから、これはそれで進めたいということでもあります。

それから第三番目の理由は、紛争処理の問題がございまして、同じ事項がガットの条項とそれからこの特許条約に含まれた場合にその国家間の紛争はどちらの紛争処理手続を使うかというのが将来問題になってくる可能性がございまして、むしろその点からはダブラしておかない方が将来の紛争処理上は有利であるというような配慮も働いたわけでございます。

峰崎直樹君 それでは、少し具体的な問題に入っていきたいと思うんです。日米構造協議で平成七年までに特許・実用新案の平均処理期間を二十四カ月にする、こういう約束をしてきたわけでございますけれども、定数増の問題やペーパーレスシステムの導入など大変努力はされていると思うんですが、一体これは展望としてはこの平成七年までにという見通しは実現可能なんでございましょうか。そこらあたり少し。

政府委員（辻信吾君） 日米構造協議に関する審査処理の促進についてでございますが、これまでも審査官の増員あるいは民間能力の活用等の総合施策を講じてきております。その結果、審査処理期間は着実に短縮してきておりまして、今後ともこれらの施策を推進することによりまして平成七年における目標達成に向けて全力を挙げてまいりたい、かように思っております。

峰崎直樹君 特に、日本の場合は出願件数が極めて多い、全世界の四割近く実は出願をするというような大変高い出願率を持っているんですが非常に公告率が低いということで、出願審査請求構造に非常に問題があるということがかねてから指摘されておりました。その場合特に、中小企業は約一割程度であとは大企業が多い、上位百社で五〇％程度を占めるというような数字もいただいているわけでございます。これについて特許庁の方では何とかその公告率を上げていこうということでこれまで努力をされてきたと思うんですが、その努力目標に対してどのようにその公告率の引き上げが実際上できているのか、その状況について少しお聞きしたいと思います。

政府委員（辻信吾君） 御指摘のとおり、現状は玉石混交と言わざるを得ない出願の構造をとっておりますが、これを質を高めていくことが極めて重要でございます。このような観点から特許庁といたしましては、企業における特許管理を充実しまして量から質への転換を図っていくということで、先ほど大臣からもお話があったと思いますが、出願上位企業百社に対しまして審査請求公告率が六〇％を超えるようにというような指導を、企業特許管理行動計画、A P 六〇と申しておりますが、これを昭和六十年から行っております。それから昭和六十三年からは、欧米並みの公告率八〇％を目指すべしということでA P 八〇と称しておりますが、このような施策を推進してきております。それから、平成

四年度からは対象企業を二十一社ふやしてございます。

結果でございますが例えば公告率、先ほどの百社を例にとりますと、五十三年の出願につきましては五一％程度であったのが、五十九年の出願につきましては六〇・九％と上がっております。これは若干数字が古いのは現在審査請求期間を七年間とっておりますので、五十九年までのデータが現在ある、このような効果をおさめてきております。

峰崎直樹君 そうすると、A P 八〇というのはまだこれから先でないといけない、七年間の関係があるからわからないということですか。

政府委員（辻信吾君） 現在審査を終了しております現状から十年さかのぼりますと一〇％上がってきておるわけでございます。着実にそれは効果は出ております。さらに推進してまいりたい、かように思っております。

峰崎直樹君 一説には、これはなかなか相矛盾するんだろうと思うんですけども、後で述べますがいわゆる出願料が非常に安いのではないかと。しかし、広く発明を広げていかなきゃいけないという観点からするとそうはいかないということで、こちら辺は後で述べます大企業と中小企業との二段階格差の問題とか価格政策の面でも何らかの考慮が払われていいのかなというような感じがいたしますが、これは後でまた少しお話を申し上げたいと思います。

さて、日本の処理のおくれの一つの原因としてかねて指摘されていた問題で権利付与の前に異議申し立てを認めているということについて、これは特に世界の各国からこの点廃止をするべきではないかといったような意見が出ているやに聞いているわけです。それは今回の改正案の中には含まれてないんですが、この点についてはどのような見解ですか。

政府委員（麻生渡君） 異議申し立て制度につきましては今世界には二つあるわけでございます。一つは日本のように権利を与える前に公告をいたしまして、それにつきまして異議がある人は申し立ててもらおうというやり方でございます。もう一つは、アメリカあるいはヨーロッパのように一たん権利を与えて、異議があればその後受け付けるということでございます。当然、日本の場合には事前に異議を処理いたしますから、最終的に権利を与えるというのが遅くなるということになるわけでございます。この点につきましては、現在交渉いたしておりますW I P O 条約、その中でも統一しようということございまして、この点につきましては今の条約原案では一たん権利を与えた後に異議申し立ての処理をするという制度になっておるわけでございます。

実は、今回の改正の中にはこの部分は入っておりません。入っていないのは、この点につきましてはまだ法律技術的にも少し難しい点がございまして、詰める要素もございまして、それに加えて、このW I P O の条約交渉の中でもこれはまだ議論が残っておるという

要素がございます。

加えまして、先ほどちょっと触れましたがアメリカのポジションが、アメリカが先願主義その他の大幅な制度改正をして条約に参加するというときの考え方がパッケージディールという考え方でございまして、アメリカだけ変わるのではなくて日本その他も変わってもらいたい。その変わってもらいたい項目が幾つかあるわけでございますが、その中の非常に重要な項目の一つとして、対日項目は異議申し立て制度の手続の変更でございます。そういうような点を考えまして、もう少しW I P Oでの交渉の状況あるいはアメリカの動向ということを見定めた上でこの改正に踏み切りたいということで検討を続けておるといふ状況でございます。

峰崎直樹君 そういたしますと、もう既にハーモ条約でいろいろ論議をされていることについての準備はもう着々と進んでおる、これから国際的な協議の中で対応を決めていきたいという理解だと思ふんです。

同じような問題で、実はハーモ条約で出願公開時にサーチレポートを添付しろ、そういうような原案なるものが出されているやに聞いているわけでございます。もしこのことが義務づけられますと、特許庁の現在の体制で出願だけでも相当な比率になっているわけですが、それに対してサーチレポートをつけるということになると果たしてこれは今の体制で対応できるんだろうかという心配をちょっとしているんですが、この点いかがでしょうか。

政府委員（麻生渡君） 今のハーモ条約の原案の中には、十六条という私ども大変頭の痛い条項があるわけでございます。その条項は、出願時には全件サーチレポートをつけるということを国際約束にしようではないかという案になっております。これは、私どもは受け入れられないということで非常に強く反対をいたしておるところでございます。

このような問題が出てきた背景でございますが、これは専ら日本を念頭に置いているわけございまして、日本の場合には出願が非常にたくさんありましてそれが公開されるわけでありまして、それを当然諸外国のいろんな関係者はそれぞれの出願がどういう状況になっておるかというフォローを監視をしなきゃいかぬというわけでありまして、その監視をするに当たりまして、日本のように大量にある国の場合にはやはり全件ずっとフォローするのは大変で、そのためにはその出願の内容がどの程度の発明性を持ったものかということを知っておく必要があるんで、そのためにはサーチレポートをつけて公開をしてもらいたいというようなことでございます。

しかし、これは非常に逆の意味で大問題でございまして、特に日本のように大量出願がなされておる国で全件にサーチレポートをつけるということになりますと、それは作成のために大変な費用がかかりますし、また大変な人的な投入をやらなきゃいかぬ。言われたように、まさにもう一つ特許庁をつくらなきゃいかぬというぐらゐの問題になってく

るわけであります。加えまして、出願されたものが全部を審査してくれということをお願いするわけじゃありません、日本の場合五割ぐらいでございます。その意味では、審査請求のないものについては五割がほとんど意味のないサーチレポートになっていくというようなことでございます。

そういうことでありまして、むしろサーチレポートをつくるということを義務づければその方にお金なりあるいは人材がとられてしまって、肝心かなめの審査の促進にはならぬのではないかとございまして。そのような点、決して合理的ではないということ強く世界各国に訴えて交渉をしている最中でございます。私どもは、この点につきましては強く今後とも交渉をしていきたいと考えておる点でございます。

峰崎直樹君 そのサーチレポートなんですけれども、ヨーロッパだとかそういったところで進められている仕組みを考えますと、日本の場合には余りにも大量出願をしているがためにこのサーチレポートをつけることを義務づけられるともう大変だと。これは考えてみると、いわゆる技術的なさまざまな先行サーチをつけて技術評価をされ出願をされるという、非常に早く知り得る機会をつくるという点で、これはある意味ではやはりサーチレポートをつけた方が一般論として進んでいるのではないかと、また日本もそのように本来は変えるべきではないかと。

日本の特殊事情と申しますか、大量出願があつてそれに全部つければとなつたらもう大変なんですという事情は私も非常によくわかるんですが、しかし一般的に国際的に考えたときに、サーチレポート付与というのはこれは理論上拒否できるものなんだらかどうなんだろうかと、この点はいかがなんでしょうか。

政府委員（麻生渡君） 二つの点で私どもは不合理であると思っております。

一つは、サーチレポートを一たんつけてそれでまた後で審査をする、そのときまた先行技術調査をやるわけございまして二重投資になるという意味で非常に制度としての合理性を欠くし、むしろ審査促進にならないんじゃないかという点が第一でございます。

それから第二番目は、そもそもやはり出願をする場合に、自分の出願なりがどの程度のものであるかというのはやはり出願者がしっかり特許戦略を考えまして、先行技術も調べた上で出願をしていくというのが本来筋であるわけございまして、そのところを国にいわばぱっと出しまして国に調べてくれというのはいかにも出願態度として非常に問題があるのではないかと申すように考えておるわけでございます。そういう点からは風の方で出願サーチレポートをわざわざつくっていくという制度はやはり受け入れられないというふうに考え、説明をしておるわけでありまして。

峰崎直樹君 実は冒頭の、アメリカが日米構造協定で二十四カ月に要処理期間を短縮してくれというふうに言ってきた意味というのは、恐らく急いでくれということだろうと思

うんですよ。それは要処理期間を早くということもさることながら、もっとやはり特許権というものを早く付与してもらいたいんだということを考えたときに、その要処理期間、出願をしてそして審査をしてくれという段階から二十四カ月、そういう理解ですよ。そうすると、いわゆる出願をしてそして一年半段階でこういうものが出ましたということで公告します、その段階の長さが非常に長いと、実は日本に申請をしてもいわゆる特許権を付与される期間というのは世界から見ると長いということになっちゃうんじゃないかという気がするんですよ。そういう点で出願をする側の企業にも問題がある。私は企業性悪説に立っているつもりは毛頭ないんですけども、しかし企業側も努力をしなきゃいけない。

特許権が国際的に同じようなテンポで付与されるように、そういう意味でもハーモナイスされていかなきゃいけないとした場合には、どうもサーチレポートの問題というのはそう簡単にはと今長官おっしゃいましたけれども、二十四カ月を平成七年になって達成しましたというけれども、いやいや実は日本の特許付与のあり方については国際的な圧力でまだ問題があるぞというようなことで、これはハーモ条約にそのまま組み込まれるかどうかは日本が反対すればまたどういう展開になるかわかりませんが、その点についてちょっともう一回長官の意見を聞かしていただきたいと思います。

政府委員（麻生渡君） 今の御指摘になりました問題は、サーチレポートの添付の問題のほかにもう一ついわば対日問題として提起されております審査請求期間の問題があるわけでございます。

日本は審査請求期間が七年あるわけございまして、そうしますと出願したものを七年間にわたって実際に審査をしてもらうかどうかという選択権を企業側が持つという、出願者側が持つということになるわけございまして、これがいかにも長過ぎるんじゃないか。その間は第三者は七年間にわたってこれが実際に審査請求されるのかどうかということを見ていかなきゃいかぬということございまして、これも今回の条約交渉の中ではもっと短くしてもらいたいというようなことございまして。

したがって、今先生がおっしゃいましたように、審査請求した後二年で処理するという、その審査請求までの期間が長いというもう一つ前のところに問題が提起されておるということございまして、その意味では日本の審査処理期間、体制というものに対する相当大きないろんな形での見直し要求ということございまして、そういうことを全体を含めながらかつ審査体制の整備ということの見合いを考えながらこれは対処していく必要があると思っておる次第でございます。

峰崎直樹君 このサーチレポートの問題というのは本当に日本にとって大変頭の痛い問題でもあると思いますので、引き続き国際交渉の中でもしっかりと日本の立場も理解を求めながら、国際的なハーモナイゼーションを達成していただきたいなと思います。

今回の特許法の改正で補正回数が実際上二回までということで、さらに補正可能な条件というものを非常に狭く限定する改正がなされているわけでございます。さて、補正の回数別のいわゆる出願件数、査定件数といいますか、そういうものは一体分類されてどのようになっているのか、ちょっと教えていただければと思います。

政府委員（辻信吾君） 現行制度下では審査が終了したものが対象でございますが、補正なしでそのまま終わるのは二〇%でございます、補正が全然ない場合。それから、補正が一回あるケースが約六五%、それから二回以上のものが一五%、こういう分布になっております。

峰崎直樹君 そうしますと、この一五%以上というのが今回一番ひっかかるということですね。そうすると、これはいわゆる審査をする段階において相当時間がかかるものなんでしょうか、この一五%に該当するものは。

政府委員（辻信吾君） 個別案件でよくおくらせているのを私ども経験で見えますと、やはり補正によって非常に長くかかるということが事実としてあるわけでございます。

峰崎直樹君 この改正案は大変複雑で、私ども目を通してなかなか頭が痛くなるような状況なんです。新規事項追加の補正禁止と規定しているんですけども、過度にわならないといいますが要するに審査時間をおくらせないような補正というものは可能になるというふうに理解してよろしいんでしょうか。あるいは、内容的には自明のこととかいろいろ細かいことが書いてあったんですけども、その点を具体的にはどのようなことまでならそれは許されるのかということについてちょっと。

政府委員（辻信吾君） 今回、制度の補正について改正の一つの大きな柱になっております、明細書の中にいわゆる新規事項の追加を認めないということで非常に判断ということが明確にできる、単純にできる、しかも第三者から見てもその運用についての透明性が非常にあるということで、非常にそこは迅速処理に資するというふうに考えております。

峰崎直樹君 実は審査官からの拒絶理由通知の中にいろんな種類が、私も衆議院の段階のやりとりを聞いていて、最初の拒絶とか最後の拒絶、しかも最後の拒絶というのは物理的な最後ではないとか、非常に禅問答のような事項があります。これは専門家が読めばもう大体おわかりのことなのかもしれませんが、しかし非常にいろんな意味で大変複雑だと思うので、この種類あるいはそのときどきに許容される補正の範囲について非常に誤解のないように明確にしておく必要があるというふうに思うんですけども、この点についてはどのように整理をされて今後周知徹底を図られるのか、その点をお聞きしておき

たいと思います。

政府委員（辻信吾君） 今回の制度改正、補正につきましても、これは従来の実務の変更を伴うものでございますので、早期に運用基準をできるだけ早くつくりまして、十分な周知徹底等を図り、それで制度の円滑な実施を図る方針でございます。

具体的には、補正について申し上げますと、運用基準あるいはガイドラインを、これは出願人の方々あるいは代理人の方々の意見を踏まえつつ早期に作成いたしまして公表する予定でございます。また、そのでき上がったものにつきまして、全国各地で説明会等開きまして周知徹底を十分図ってまいりたい、かように考えております。

峰崎直樹君 今度の二回までという、かなり内容的にも厳しくしていると思うんですが、ヨーロッパあるいはアメリカといったようなところの補正はこの改正案のような形で内容的には規制が非常に厳しいものなんだろうか、その点対比をさ  
れでどのような日本の場合の特徴になっているのか、その点もしわかればお聞きしたいと思います。

政府委員（辻信吾君） 明細書または図面の補正についての考え方でございますが、米国、欧州ともに、出願当初の明細書、図面でございますがこれに開示された範囲内ということ  
で今回の改正案と同じでございます。

それから回数のところでございますが、これも米国、欧州ともに、二回目の拒絶理由を受け取った後は特許請求の範囲に記載された発明の内容を実質的に拡張するとかあるいは変更する  
というこういう補正ができないという意味において合理的な範囲内だと、こういうふうになっておりまして、この点においても共通でございます

ということで、今回の改正によりまして改正された後の我が国の制度は、欧米と比べまして補正の範囲に関する考え方が同等でございまして、国際的にこれで均衡がとれる、か  
ように考えております。

峰崎直樹君 いわゆる基本特許だとかあるいは非常に重要な発明というものの出願というものをする場合は、何度も補正をすることによってそういうものが得られるんじゃない  
か、こういう御指摘があって、今回の改正によって、補正回数というものを制限することによってそういう重要な発明とかそういうものが実現することを困難ならしめる可能性が  
あるのではないのか、こういう御指摘が寄せられているわけです。この点についてはいかに説明されますか、お聞きしたいと思います。

政府委員（姉崎直己君） 我が国では、昭和六十三年以前は一つの出願で一つの発明しか特許請求ができおいといういわゆる単項制を採用しておりました。この単項制のもとで

は一つの請求項でしか審査を受けられないということで、一たん審査官から拒絶理由を通知されますと、補正によってまた別の一つの請求項を特許請求を行うという手順を繰り返してやっていったわけでありまして、しかしながら、昭和六十二年以降、我が国も欧米と同じような多項制という制度を導入いたしました。すなわち、特許を受けようとする発明につきまして、出願人の自由な判断によって複数の請求項を持って特許請求を行うことが可能になったというわけでございます。

この多項制のもとでは、多面的な観点から複数の請求項を記載いたしまして発明の保護を図ることが可能でございます、その意味で、欧米におきまして行われておりますような基本発明といえますか重要な発明の保護が十分にこれによって図られるということでございます。今回の補正の適正化も、多項制の導入以降、出願人において多項制に習熟してきたということ踏まえてこの適正化を行おうというものでございます。

峰崎直樹君　くれぐれも補正を制限することによってこういった有用な発明といったものが阻害されるようなことのないようにひとつ図っていただきたいと思っておりますし、こういうふうに制限することによってよりよい明細書による出願を促す、あるいは公平で好ましいものにすべきだという趣旨を本当に徹底し得るようにぜひとも周知徹底を図り、庁内外の意見を十分に取り入れる必要があるというふうに思っておりますので、この点については付加をしておきたいというふうに思います。

さて、実用新案法の改正問題について次に触れてみたいと思うわけですが、実は、実体審査を伴わない考案に排他的独占権の設定登録を行うということになるわけでございます。このことによって権利行使や権利の防御上の弊害などの混乱が懸念をされるわけですが、こういった点について、ちょっと一般的過ぎますが、混乱防止といえますか周知徹底方について対応をどのように考えられているのか、まずお聞きしたいと思います。

政府委員（姉崎直己君）　今回改正をいたします実用新案制度におきましては、先行技術及びその先行技術から見た権利の有効性について客観的な評価を内容といたします技術評価書という制度を設けております。これはだれでも、またいつでも請求をすることができます、特許庁では請求がありましたら早期にこの評価書を作成するというようにしております。また、この権利者は権利行使に先立って評価書の提示が必要になるということになっておりますので、その意味でも客観的かつ適正な権利行使が行われることになると考えております。

一方また、権利の有効性について当事者間で紛争が生ずることが考えられるわけでありまして、私どもといたしましては、その際、無効審判の早期処理ということで問題に対する対応を図りたいと考えております。

先生御指摘のようないろいろな混乱等の生じないように、私どもといたしまして、この改正の制度が円滑に定着するということが非常に重要でございますので、今後、法の施行

までの間、十分に全国での説明会等々を開催いたしまして事前に十分な周知徹底に努めた  
いというふうに考えております。この点私どもとしては、先ほどの補正の適正化の問題と  
あわせまして、制度改正に当たってのPRあるいはその周知徹底方に遺漏なきを期す所存  
でございます。

峰崎直樹君 ぜひとも混乱のないようにしていただきたいと思うんです。

この新制度が導入されると企業内で非常に温存されていた技術といったようなもの、小  
発明といったものがかなり出願をどっとされるのではないかと。非常に短い期間で質が高く  
信頼性に富むような技術評価書というものが作成されるような、そういう準備体制という  
のは十分整えられているんですか。

政府委員（辻信吾君） この評価書につきましては、ただいま説明がありましたように  
登録された実用新案権の有効性について客観的判断材料を提示するという極めて重要な性  
格を持っておりますことから、これは特許庁の審査官自身が関連する先行技術文献及び先  
行技術文献から見た権利の有効性に関する評価を下す、こういうことではございますが、そ  
のために必要な体制を現在構築中でございます。

峰崎直樹君 時間の関係でこの実用新案の最後にちょっと質問したいと思うんですが、  
この新法案の第二十九条の三、先ほど総務部長おっしゃいました無効審判がされた場合、  
その損害賠償の範囲だとか非常にあいまいもことした規定がちょっとしてあるわけござ  
います。例えば「相当の注意をもってその権利を行使し、」この「相当の注意」なんとい  
うのは、非常に中身的に見て法律の解釈上ちょっとあいまいではないかなと思われるよう  
な部分があるわけでございます。それだけに、これは大変権利の付与の問題、そしてその  
審判の結果損害賠償といった大変被害も大きいわけございまして、それらの点について  
の対応策と申しますか、考えておられればお聞かせ願いたいと思います。

政府委員（姉崎直己君） 先生御指摘の点二つあるかと思えます。

まず、二十九条の三の点でございますが、御指摘ございましたように評価書の評価に基  
づいて権利行使をした、その後、評価書の調査の範囲内で新たな証拠が示されまして権利  
が結果的に無効になった場合でございます。この場合には原則として損害賠償は免責され  
るものと私どもは考えております。その意味で、過失の推定が破られるということを規定  
したのが二十九条の三でございます。

それでは、そこに規定されております、相当の注意を払って権利行使をした場合とい  
うのは例えば具体的にはどういうことかということではございますが、例えば評価書は先行技術  
文献から見た権利の有効性を調査するわけではございますが、それ以外のいわゆる公知公用の  
技術、当業界では知られている技術、これらについてまで評価書の中で調査しているわけ

ではございません。したがって、これらについてはやはり出願権利者が当然に調査をする責任を有しているということでございます。

具体的には個々の事例ごとに判断されることになろうと思いますが、先生御指摘になりましたような、この法律の趣旨というのはなかなかわかりにくいのではないかという御指摘もございました。この点につきましては、先ほど来申し上げましたように、制度の円滑な運用を図る上でこの趣旨を明確にし周知徹底するということが極めて重要だと私どもも考えておりまして、今後全国での説明会の開催等十分この点について周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

峰崎直樹君 公知公用の技術というのは当事者の間ではこれは簡単に知り得るものなんですか、それとも相当これはじっくり調査をしなきゃわからないものなんですか。

といいますのは、その公知公用の技術というものは、当事者が知らないためだよ、特許庁の関与するものではないよということになると、そのことに伴う、審判の審決で無効になったときに被害が及ぶわけでございますので、私もその世界の公知公用の技術というのは十分存じていないもので、その点わかれば教えてください。

政府委員（姉崎直己君） 若干先ほどのお答えに補足いたしますと、公知公用技術と申しますとすなわち当業者であればある意味では業界の常識ということでありまして、容易に知り得る状態にある技術ということでございます。普通は公知公用の技術の存在を全く調査しないまま権利行使を行って、その後これが無効になってしまうというケースは事実上ないのではないかというふうに考えております。

峰崎直樹君 実体審査を行わないで変わっていくわけでございますので、ぜひともそういった点も含めて、広く周知徹底を図っていただきたいと思っております。

最後に、料金の引き上げ問題について少しお伺いしたいわけでございますが、大体値上げをするときというのは、何がどのくらい原因でどうなっているかという資料というのは、やはりきちっとつけなきゃいけないと思うんです。費用アップの一番の原因は何かという衆議院段階における説明の中で、値上げの原因はペーパーレスではなくて、審査処理の促進と物価上昇分の二つの要因だと、こういうふうにお答えになっているのを私もちょっと伺ったわけでございます。ペーパーレスじゃなくて審査処理の促進と物価上昇分と、非常にまだ中身がちょっとわかりにくいので、さらに内容的にわかれば教えていただきたいと思っております。

政府委員（麻生渡君） 今回の値上げをお願いいたしておりますのはペーパーレス計画が予定以上にお金がかかったということによるものではないわけございまして、ペーパーレス計画は実は五十九年に特別会計ができて十年かけてシステムを開発して導入をして

いこうということであったわけでございます。そのときに約千二百五十億ぐらいかかるんじゃないかということであったわけですが、大体予想しましたラインで開発が進んでおるという状況でございます。

ところが、このときの計画では放置しておきますと審査期間が七年ぐらいになってしまふということございまして、このペーパーレス計画を導入しながら審査促進をやっていこう、そして三年を目標にしながら、審査期間が延びないようにしていこうということであったわけでございます。それでやってきたわけでございますけれども、先ほどちょっと出ておりましたように三年じゃとてもだめだということございまして、日米構造協議でいろいろもめまして、結局平成七年には何とか平均期間を二年まで短縮しようということになったわけでありまして。

そうしますと、ペーパーレス計画で考えておりましたようなスピードではとても間に合わないということございまして、このときからさらにペーパーレス計画の処理促進に上乘せいたしまして審査官の増員を急遽図っていこう、それからもう一つは先行技術の調査、これをずっと審査官がやるわけでありまして、少しでも審査を早めるために一部民間に予備的な先行技術調査をやってもらって、それをベースにやっていったら早くなるということで、それをやり始めたというようなことでございます。

このところの費用の増加要因が相当大きいという点と、それからもう一つ、前回の値上げは六年前であったわけでございますが、その後人件費にしましてもいろんな諸コストも徐々にやはり物価に比例いたしまして上がってきておるわけでございます。その部分をどう吸収するかということであるわけでございますが、やはり物価上昇分というのはどうしても支出がふえていくわけございましてこの分の吸収ということを考えざるを得ないということでございます。

その大きな二つの要因が支出サイドの事情でございます。

峰崎直樹君 内容的に日米構造協議の問題だとか、今から九年前でしょうか、この考え方が出された段階で本当に予想し得なかった新しい事態が登場してきていると思っておりますので、そういったものも付加していかなきゃいけないということはよくわかるわけでございます。

ただ、この間ずっと議事録などを読ましていただいたときに、ペーパーレス計画、なかなかコンピュータ関係の支出の問題について触れられたことは、確か若杉特許庁長官のときに一度明らかになっているんですけども、例えばシステムの維持費、つまりコンピュータというのはハードの物体そのものの値段というのは比較的下がる傾向にあるわけですね、最近ではダウンサイジングだとか小型化しているわけでございます。しかし、一番金がかかってくるのは、これからコンピュータをどのように運営していくか、そのシステムにかかる費用だというふうに思います。そのシステムにかかる費用が予想以上にかかったのではないのか、こういう御指摘を受けることがあるんですけど、この点について

当初のもくろみとそしてそれがどのように変わってきたのかということがもしわかれば教えていただきたい。

政府委員（麻生渡君） ペーパーレス計画の中で大きな費用は、いわゆるシステムの開発費用、それからいろいろ解析したデータをデータベースとして蓄積しなければいけません。そのデータベースを蓄積するための資料の整理費用、加えまして御指摘がございましたようにコンピューターそのもののレンタル費用ということがございます。

当時の若杉長官の答弁の中では、特にレンタル費用というのはいろいろ技術が進歩していけば今予想しているよりもっと早く下がるのではないかという期待を表明いたしております。その意味では、確かに当初想定しました額よりも大分現実の支出は下がっております。大体二割ぐらい下がっておるという状況でございますが、そんなにトラスチックに下がっていないという状況でございます。

これは今非常に問題になっておりますが、私どものコンピューターシステムは、中央演算装置のところに大きなコンピューターを置ましてそこで集中的にシステムとして運営しているという形でございます。最近のような技術進歩のダウンサイジングをまだ採用していないということが大きいわけでございます。このダウンサイジングを私どもは次にぜひ採用して、もう少し分散型のものにしたい。そうしますと、このレンタルのところは相当下がっていくんじゃないかと思っております。その意味ではペーパーレス計画、この機械のところはダウンサイジングを徹底してやっていかにかいかなということ今具体的に研究を進めておるという状況でございます。

峰崎直樹君 システム開発の方の費用は、どのように推移をしてきたのかというのはわかりますでしょうか。

政府委員（麻生渡君） システム開発の費用は、実は当初予定しておりましたよりも若干逆にこちらの方は二割ぐらいふえておるということでございまして、これは開発途上で、私どものシステムは当時から見ますと非常に先端的でほかに全く世界的にも国内的にもない大きなシステムでありましたものですから、予想以上に難航したということでございます。

峰崎直樹君 一昨日、私どもも庁舎を見せていただきまして、本当に世界に誇る知的所有権というか、工業所有権の殿堂だというふうに私も思っております。ぜひともより一層の充実を図っていただきたいなというふうに思うわけでございます。

この値上げ問題に絡んで、私は先ほどちょっと冒頭申し上げたんでありますが、料金問題というのは、いわゆる料金を払ってそしてその対価を受けるという、そういう意味では

一般的には受益者負担という原則が通用する分野だと思っているんです。

ただ、日本の出願が非常に多過ぎる点、あるいは出願はするけれどもそれがどの程度実際に採択されるかという採択率の低さの問題、あるいは審査をしてくれという審査請求の数の少ない問題、こういう問題についてちょっと世界で日本ぐらい多過ぎるところはないんじゃないのか。だとすれば、そういう構造にメスを入れる方法として、あまり料金体系でそのことを云々することは本当は邪道なのかもしれないけれども、しかしそのことをどうしても変えなきゃいけないとした場合、一つはやはり中小企業家だとかあるいは個人の出願における料金を下げる問題と、それからペナルティーとして、今コンピューターで管理されているわけですからどの企業が非常に改善が進んでいないのかということを含めて料金を比較的下げる分に比例してペナルティーをかける分野をふやすといったような、最近でありますと公害問題でいわゆる環境税の問題なんかでもそういう議論がされています。

ちょっと邪道なんですけれども、そういうことも考えられてしかるべきじゃないかというふうに思うんですが、その点いかがですか。

政府委員（麻生渡君） 日本の大量出願、これは私どもの処理という点から見ますと、御指摘のように非常に難しいといいたいまいしょうか、大変な課題を背負い込むという事態になっております。これをどう評価するかということなのでございますが、確かに大量出願、そういう問題がありますけれども、一方でともかく出願をしてやろうという、これはやはり産業あるいは企業の活力であるという点があるわけございましてことごとく何でも押さえ込めばいいということでもないということございまして。その両者のバランスをどういうふうにとっていくかということが非常に大切じゃないか。余り適切じゃないことをやりますと、今度は活力をそいでしまうという点にも配慮する必要があると考えております。

今の御指摘のように、むしろ料金体系を思い切って変えることによりましてもう少し出願態度を合理的にしたらどうかという考え方、これは実は昨年審議会でも相当の議論が出ておりまして、もう少し料金体系を根本的に見直すということも考えたらどうかということございまして。その点につきましても今後重要な研究課題であると思っております。今後いろんな角度から各界の意見を伺いながら検討してまいりたいと思っております。

峰崎直樹君 非常に激動するこれからの時代でございますし、ハーモナイゼーション条約などの採択をされるとそれに伴って大きな変化も予想されてくるわけでございますので、ぜひともこの価格問題といいたいまいしょうか、非常に大きな混乱を与えないようにしっかりとした中期見通しを立ててこれからも進めていただきたいなと思います。

実は、この機会に過去の政府答弁書の問題点について、きょう時間がございませんので最後に確認を含めてやらせていただきたいと思うんです。

農水省の方、お見えになっておりますでしょうか。

私どもの先輩議員の方々が、知的所存権問題に絡めて、いわゆる工業所有権問題とそれから種苗法の関係について過去にいろいろ論議をされてきております。その点を確認だけさせていただいて、論議はこれからということできょうのところは進めさせていただきたいと思うのであります。

平成三年十月四日に質問第一号ということで吉田正雄議員が、現在衆議院議員をやっておられますが、植物新品種の保護に関する質問主意書を出されているわけでありまして。この中身は詳しく説明するというよりも、特許庁の皆さんやあるいは農水省の皆さん方は内容をよく御存じのことだろうと思います。時の総理大臣は海部俊樹さん、そして再質問をされまして時の総理大臣は現在の宮澤総理大臣でございます。二度にわたってその主意書に対する答弁をいただいております。

内容的には、いわゆる種苗法が改正をされて、そしてそこで与えられる権利とそして特許権、この二つの関連性について実は質問している主意書なのでございます。その主意書の答弁に対して内容的に少し確認をしておきたいと思っておりますので、その点、若干の時間をおかし願いたいというふうに思います。

最近、植物関連の問題に関して大変技術的な進歩が著しいわけでございます。バイオテクノロジーの技術という問題が進んできておりますが、その点について最初に特許庁の方に御確認を申し上げたいと思うんです。

まず最初に、一―号答弁書の中で、「五について」「従来からの交配による育種技術自体には状況の変化はないことから、植物新品種に関する審査基準」、これは恐らく具体的には特許庁の中の審査基準がある、最近ではそれが改正をされるような意見も聞いているわけですが、「審査基準において示した交配による育種の領域に関する創作性、明細書の基本的な記載要件及び参考資料としての植物新品種に関する明細書の例示については変更はない。」、こういうことが答弁をされているわけでございます。

現在、特許庁で改定作業が進行中の生物特許の審査基準にもこの点は変更なく引き継がれることと思っているのですが、その点いかがでございましょうか。

政府委員（辻信吾君） ただいまの先生の御指摘の、答弁書五における答弁につきましては変更はございません。

峰崎直樹君 それじゃ、二点目をちょっと進めたいと思うんです。

これは、第八号答弁書の中に入ってくるわけでございますけれども、実は特許権と種苗法に基づく登録をした人の権利の問題との関連でございます。この種苗法に基づく登録制度、この点についての権利が付与されるのはいわゆる特許権とどういう関連なのかということについての問題でございますけれども、農水省の方にこの点も確認をしておきたいと思うんです。

昭和五十三年五月三十日、衆議院農林水産委員会における松沢俊昭委員の質問に対して、

当時の新井説明員の答えがこういうふうになっているんです。「今回の登録制度、これは品種を育成した者に認めるわけございまして、これは種苗法という行政取り締まり的な法規によって認められる」、ちょっと間を省略しまして、「新品種の育成をした者に対しまして、登録をする、その登録の反射的な利益といたしまして、一定の特権的な利益を与える」旨の答弁がなされたことがございますが、この点は確認できますか。

説明員（三野耕治君） 先生、先ほど御指摘の点につきまして、先ほど来お話がありました吉田先生の質問主意書に対する答弁一及び二において申し上げているとおりであります。この答弁は現時点においても変更はございません。

峰崎直樹君 ちょっと時間をとって恐縮でございますが、二点目は、同じ趣旨のことで、六月十三日の参議院農林水産委員会において私どもの先輩議員であります丸谷金保委員の質問に対して、小島説明員がやはり同じように「この登録によって与えられます地位というのは、この法律の中におきまして第三者がその許諾を得なければ勝手に有償譲渡ができないというふうな禁止規定を置いたことのいわば反射的な効果として、ある種の経済的な利益が本人に確保されると、こういう仕組みなわけでありまして」云々、こういう答弁がなされたことも確認はできますか。

説明員（三野耕治君） 先ほどの答えと同じでございますが、答弁書の一及び二において答えておりでございます。

峰崎直樹君 実はこの点についてはもう一点あるわけでございます。実は政府答弁書の中にその点の記載が、この衆議院あるいは参議院の各委員会の答弁と違った政府答弁がなされているという点で私どもはこれは引き続き議論せざるを得ないなというふうに思っておりますので、この点について農水省の方にも申し伝えておきたいというふうに思うわけでございます。

それから、今度は宮澤総理大臣のときの質問主意書に対する答えがあるわけでございますけれども、これは実は、特許法による植物新品種の特許と農水省の種苗法に基づく品種登録の調整に関する参議院の農林水産委員会における先輩の丸谷金保委員の質問に対して、これは別府政府委員と申しますから法制局の方だと思っておりますけれども、種苗法「第十二条の五第二項第五号には、「登録品種の育成をする方法についての特許権を有する者」云々ということで、特許法上の方法特許とこちらの品種登録との調整の規定はございます。」「この法律で方法特許についてさえこのような調整規定を明文では置いているところから言いますと、いわゆる法律解釈上のもちろん解釈と申しますか、より保護をすべきものと申しますか、物の特許が行われた際には、」「十二条の五の二項の五号に準じて外れるという解

釈をとることが妥当であろう」という答弁がなされたことについて、実はこれも農水省の方にちょっとお聞きしたいんです。

説明員（三野耕治君） 先生御指摘の点につきましては、先ほど来先生御引用されている答弁書の三において答弁しているとおりでありますが、この答弁は現在も変更はございません。

峰崎直樹君 実はもう同僚議員の質問時間に大幅に食い込んでいるので、さらに質問したいところはたくさんあったのでございますが。

我々社会党の同僚の吉田正雄議員の質問したことに対する政府答弁、いわゆる農林省や特許庁の答弁とそれから政府答弁書の中で出されていることが大幅に食い違っているというそういう問題が、今実は指摘をしたことの中にあるわけでございます。これはそのまま放置をしておくということにはなりませんので、ぜひとも別途この種問題を論議する場で引き続き我々、政府側の意見の問題点についてさらにこれからも議論をしていきたいということを、最後の点ちょっとしり切れトンボになりましたけれども、そういったことを申し上げまして私の質問を終わらせていただきます。